公益社団法人湯梨浜町シルバー人材センター定款　　１－１

第１章　総　　則

（名称）

第１条　この法人は、公益社団法人湯梨浜町シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

（事務所）

第２条　センターは、主たる事務所を鳥取県東伯郡湯梨浜町に置く。

（目的）

第３条　センターは、定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第５条において同じ。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものを除く。)を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。

(2)　臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、有料の職業紹介事業及び派遣事業または一般労働者派遣事業を行うこと。

(3)　高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。

(4)　高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。

(5)　前各号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。

(6)　その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。

２　前項に掲げる事業は、湯梨浜町において行うものとする。

第２章　会　　員

（種別）

第５条　センターの会員は、次の３種とし、正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員　センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者であって、理事会の承認を得た者。

ア　湯梨浜町に居住する原則として 60 歳以上の者。
イ　健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者。

(2) 特別会員　センターに功労があった者又はセンターの事業運営に必要な学識経験を有する者で、理事会の承認を得た者。

(3) 賛助会員　湯梨浜町内に住所又は事務所がある個人又は団体であってセンターの目的に賛同し、事業に協力するもので理事会の承認を得た者。

（入会）

第６条　正会員、特別会員及び賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

２　入会は、理事会においてその可否を決定し、否決を決定した場合は、これを本人に通知するものとする。ただし、可決した場合はこの限りではない。

（会費）

第７条　正会員及び特別会員は、センターの活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費を支払わなければならない。

２　賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

（会員の資格喪失）

第８条　正会員、特別会員及び賛助会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)　退会したとき。

(2)　死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(3)　１年間以上会費等を滞納したとき。

(4)　除名されたとき。

(5)　総ての正会員及び特別会員の同意があったとき。

（退会）

第９条　正会員、特別会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第 10 条　会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の３分の２以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の１週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) センターの定款又は規則に違反したとき。

(2) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の正当な事由があるとき。

２　前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第 11 条　会員が第８条の規定によりその資格を喪失したときは、センターに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

２　センターは、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第３章　総　　会

（構成）

第 12 条　総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

２　前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

（権限）

第 13 条　総会は、次の事項について決議する。

(1)　役員の選任又は解任
(2)　役員の報酬等の額及び支給の基準
(3)　役員の賠償責任の免除
(4)　定款の変更
(5)　貸借対照表、損益計算書（活動計算書）及び財産目録の承認
(6)　会費及び賛助会費の金額
(7)　会員の除名
(8)　解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
(9)　長期借入金
(10) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
(11) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

（種別及び開催）

第 14 条　センターの総会は、定時総会及び臨時総会の２種とする。

２　定時総会は、毎事業年度終了後３ヶ月以内に開催する。

３　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
(2) 正会員及び特別会員の総数の５分の１以上の議決権を有する正会員又は特別会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき。

（招集）

第 15 条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　理事長は、前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から６週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の１週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員及び特別会員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、2 週間前までに通知を発しなければならない。

（議長）

第 16 条　総会の議長は、当該総会において正会員及び特別会員の中から選出する。
（議決権）
第 17 条　総会における議決権は、正会員及び特別会員１名につき１個とする。
（定足数）
第 18 条　総会は、正会員及び特別会員の総数の過半数の出席がなければ開催することができない。
（決議）
第 19 条　総会の決議は、一般社団・財団法人法第 49 条第２項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、正会員及び特別会員の総数の過半数が出席し、出席した正会員及び特別会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。
２　前項の場合において、議長は正会員及び特別会員として決議に加わることはできない。
（書面議決等）
第 20 条　総会に出席できない正会員及び特別会員は、予め通知された事項について書面をもって決議し、又は他の正会員若しくは特別会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
２　前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員及び特別会員は出席したものとみなす。
（議事録）
第 21 条　総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。
２　議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第４章　役　　員

（役員の設置）
第 22 条　センターに、次の役員を置く。
(1)　理　事　　６名以上 11 名以内
(2)　監　事　　２名以内
２　理事のうち、１名を理事長、１名を副理事長とする。
３　前項の理事長及び副理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。
（役員の選任）
第 23 条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
２　理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
３　監事は、センターの理事又は使用人を兼ねることができない。
（理事の職務・権限）
第 24 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、センターの業務の執行の決定に参画する。
２　理事長は、センターを代表し、その業務を執行する。

３　副理事長は、センターを代表するとともに、理事長を補佐し、センターの業務を執行する。また、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
４　理事長及び副理事長の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
５　理事長及び副理事長は、毎事業年度に４ヶ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
（監事の職務及び権限）
第 25 条　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1)　理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
(2)　センターの業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）及び事業報告等を監査すること。
(3)　総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
(4)　理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
(5)　前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
(6)　理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
(7)　理事がセンターの目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってセンターに著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
(8)　その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
（任期）
第 26 条　理事及び監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
３　役員が任期の満了又は辞任で退任することにより第 22 条第１項で定めた役員の員数が欠けた場合には、当該役員は辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。
（解任）
第 27 条　役員は、総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の３分の２以上の決議に基づいて行なわなければならない。
（報酬等及び費用）

第 28 条　役員には、その職務の対価として報酬等を支給することができる。
２　役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
３　前２項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める報酬等の額及び支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
（取引の制限）
第 29 条　理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
(1) 自己又は第三者のためにするセンターの事業の部類に属する取引
(2) 自己又は第三者のためにするセンターとの取引
(3) センターがその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるセンターとその理事との利益が相反する取引
２　前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
（役員の責任の免除）
第 30 条　センターは、役員の一般社団・財団法人法第 111 条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、総会において正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の３分の２以上の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、免除することができる。

第５章　理　事　会

（構成）
第 31 条　センターに理事会を置く。
２　理事会は、すべての理事をもって構成する。
（権限）
第 32 条　理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
(1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
(2) 規則若しくは規程、又は要綱、要領若しくは基準の制定、変更及び廃止
(3) 前各号に定めるもののほかセンターの業務執行の決定
(4) 理事の職務の執行の監督
(5) 理事長及び副理事長の選定及び解職
（開催）
第 33 条　理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
(1) 理事長が必要と認めたとき。
(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
(3) 前号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合にその請求をした理事が招集したとき。
(4) 第 25 条第５号により監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。
（招集）

第 34 条　理事会は、理事長が招集する。
２　前項の規定にかかわらず、前条第３号による場合は、理事が、前条第４号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
３　理事長は、前条第２号又は第４号前段に該当する場合は、その請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
４　理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の５日前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。
５　前項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。
（議長）
第 35 条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
（定足数）
第 36 条　理事会は､理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
（決議）
第 37 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（決議の省略）
第 38 条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。
（議事録）
第 39 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
２　出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第６章　資産及び会計

（資産の管理）
第 40 条　センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議により、別に定める。
（事業年度）
第 41 条　センターの事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。
（事業計画及び収支予算）
第 42 条　センターの事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。
２　前項前段の書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

３　第１項の書類は、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 43 条　センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については定時総会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 損益計算書（活動計算書）
(5) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書
(6) 財産目録

２　前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告
(2) 役員の名簿
(3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（長期借入金）

第 44 条　センターが資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の３分の２以上の決議を経なければならない。

（公益目的取得財産残額の算定）

第 45 条　削除

第７章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 46 条　この定款は、第 49 条の規定を除き、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の３分の２以上の決議により変更することができる。

２　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第 11 条第１項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

３　前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

（合併等）

第 47 条　センターは、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の３分の２以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。
２　前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。
（解散）
第 48 条　センターは、一般社団・財団法人法第 148 条第１号及び第２号並びに第４号から第７号までに規定する事由によるほか、総会において正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の３分の２以上の決議により解散することができる。
（公益目的取得財産残額の贈与）
第 49 条　センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益認定法第 30 条第２項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を１ヶ月以内に、総会の決議により、センターと類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第５条第 20 号に掲げる法人に贈与するものとする。
（残余財産の処分）
第 50 条　センターが解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、センターと類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第５条第 20 号に掲げる法人に贈与するものとする。

第８章　事　務　局

（事務局）
第 51 条　センターの事務を処理するため、センターに事務局を置く。
２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
３　重要な職員は、理事会の承認を得て理事長が任免する。
４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第９章　公告の方法

（公告の方法）
第 52 条　センターの公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章　情報公開等

（情報公開等）
第 53 条　センターは、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

第10章　雑　　則

（委任）

第54条　この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「公益社団・財団法人整備法」という。）第106条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2　センターの最初の代表理事（理事長）は足立春人及び代表理事（副理事長）は前田寅彦とする。

3　公益社団・財団法人整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、これらの登記を行った日が４月１日である場合を除き、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を当該日の属する事業年度（以下「旧事業年度」という。）の末日とし、設立の登記の日を旧事業年度の翌事業年度の開始日とする。

附　則（平成２５年５月２４日総会決議）

この定款は、平成２５年６月１日から施行する。

附　則（平成２６年５月２２日総会決議）

この定款は、平成２６年６月１日から施行する。

附　則（平成２７年５月１５日総会決議）

この定款は、平成２７年６月１日から施行する。

附　則（令和３年５月２５日総会決議）

この定款は、令和３年５月２５日から施行する。

附　則（令和７年５月２２日総会決議）

この定款は、令和７年５月２２日から施行する。

附　則（令和８年５月２６日総会議決）

この定款は、令和８年６月１日から施行する。ただし、第13条第5号、第25条第2号、第43条第1項第4号及び第5号並びに第45条の規程は、本文の施行期日から起算して1年10ヶ月を超えない範囲において、規程で定める日から施行する。